

前回検討会でいただいた御指摘事項について

注：下記は、本手法が、多様化する地域の水環境に関する課題やニーズに応じて選択できる一つの手法（参考資料2参照）という考え方を前提として頂いた御指摘等を整理したものの。

番号	項目	御指摘の概要	事務局における対応
1	手法を活用したい事業者にとってのメリット等の整理、発信等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本手法には様々な技術的な難しさがあるが、その上で本手法を用いることは、国内では排水基準の遵守等よりも高度に進んだ自主的な取組の一つと考えてよいのではないかと。 ➤ WGで整理された手法の技術的な特徴・長所（参考資料2参照）を、国、自治体といった行政や関係者が前向きに評価するような方策を、工夫して考える必要。 ➤ 企業における水環境保全や生物多様性保全に関するCSR活動等の中で、本手法を使うことのメリットがどのように位置付けられるのか、本手法の活用について以前から紹介している団体があるので、追加でヒアリングしてインプットを受けられないか。 ➤ パイロットに事業に参加している各企業（事業場）における本手法の実施状況に関するCSR報告書等での紹介状況を整理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本手法の「技術的な難しさ」、参加企業（事業場）におけるCSR活動への利用状況等については、平成29年度までのパイロット事業の状況として整理した。（資料2） ➤ パイロット事業の成果の関係者への効果的な共有方法については、資料2の内容を踏まえながら、考えられるまとめ方のイメージ（構成）を作成した。（資料3） ➤ 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）から、追加の関係団体ヒアリングを行うこととした。（資料4）
2	生物応答試験の結果等の取扱、その際の課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 試験結果の取扱は、それぞれの事業者が柔軟に扱えるようにすべき。 ➤ 事業者にとっては、技術的な評価が専門的にも必ずしも簡単ではない個々の生物応答試験の結果についてどのように関係者に説明するのかが、大きな課題。 ➤ 市民等の関係者は、技術的にどの程度の取組効果があるということも去ることながら、事業者がどのような姿勢でその取組をしているのかを見ているのではないかと。 	
3	パイロット事業の結果の整理等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本手法は技術的に有効性が高いケースと必ずしもそうでないケースがあり、活用したい事業者が、ニーズに応じて様々な課題も含めて手法について理解できるように引き続き整理を進めていく必要。 ➤ 事業者にとって、本手法を使うことで自らは予想していなかった要因で排水に生態影響がみられたケースが出てきた場合には、そのような 	

番号	項目	御指摘の概要	事務局における対応
		<p>観点からも意義があることが理解できるように事業結果を整理してほしい。</p> <p>(事務局から次回検討会に向けて整理を進めたい旨説明)</p>	
4	企業にとって使いやすい手法の名称等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ WET、生物応答等の用語は一般向けには難しい。 ➤ 本手法が従来の法令遵守よりは総合的な水環境の管理に寄与することが分かるような名称を検討してほしい。 ➤ 「改善」という用語は、マイナスの現状から改善していく印象を受けるので、別の用語を使う方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加ヒアリング、パイロット事業の状況、資料5等も踏まえながら、<u>今回検討会でも改めて御意見を頂きたい。</u>
5	他の関連する水生生物保全に関する関係者の自主的取組との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水環境・水管理といった観点からは、企業は本手法だけでなく、様々な取組を行っている。こうした様々な取組は、共通の社会的目標・課題に向けて行われているように思われ、例えば、「健全な水環境」の保全といったより大きな流れの中でそれぞれを位置付けられないか。 ➤ 公共用水域における生物(バイオ)モニタリングも、水生生物保全や生物多様性保全に関する取組で、本手法と関係性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加ヒアリング、パイロット事業の状況、資料5等も踏まえながら、<u>今回検討会でも改めて御意見を頂きたい。</u> ➤ なお、環境省で本件検討とは別途に行っている生物モニタリング関係の取組については、概要をまとめた資料を参考資料4として準備した。
6	関係者の理解促進等のために作成する文書(ガイドライン(仮称))の名称、内容等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「ガイドライン」という位置付けにすると、事業者の立場からは法令ではないものの遵守すべき基準等が示されたものという印象を受ける。 ➤ 「ガイドライン」には強制性はないので、名称に用いても問題ないのではないか。 ➤ 「改善」という用語は、マイナスの現状から改善していく印象を受けるので、別の用語を使う方がよい。(再掲) 	
7	中間とりまとめの構成等	(前回検討会の時点では、特段具体的な御意見なし)	
8	諸外国の取組等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ドイツの排水管理制度における下水処理場の取扱と、発光バクテリア試験を事業者に求めているケースについて、情報があれば整理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ドイツでは下水処理場も排水管理制度の対象だが、WET試験に係る要件は明記されていない。